

2005年7月29日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 長尾治助

連絡先 〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5F

電話 075-211-5920

FAX 075-251-1003

担当 弁護士 長野浩三（理事・事務局長）

「消費者団体訴訟制度の在り方について」に対する意見書

当団体は、消費者の権利利益の擁護を目的として、消費者・消費者団体・消費生活相談員・学者・司法書士・弁護士らで構成された特定非営利活動法人であり、これまでに、事業者の不当な約款や勧誘行為につき改善・中止を求める申入れを行うなど、消費者団体訴訟制度の導入を見越した活動を行っている。

2005年6月、国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会は消費者団体訴訟制度の導入を内容とする報告書を取りまとめた。

同報告書では、消費者被害が深刻な状況となっていることを踏まえ、消費者基本法8条が規定する「消費者の被害の防止及び救済の活動」の役割を消費者団体が担っていくために消費者団体に事業者の不当な行為を差し止める実体法上の請求権を認めるべきである、としており、この点は極めて画期的な内容として評価する。

しかし、当団体では次の各点につき改善を求め、意見を表明するものである。

1 裁判管轄は、事業者の普通裁判籍のほか、不当な行為が行われた地を管轄する裁判所にも認められるべきである。

報告書では裁判管轄について、事業者の普通裁判籍を管轄する裁判所を基本としているが、これに限定するなら、被害が発生している地に差止訴訟の証拠が存在すること、各地で活動している団体が被害発生地で訴訟を提起できなくなること等から、この制度の実効性を著しく損なうものに他ならない。よって不当な行為が行われた地を管轄する裁判所にも認められるべきである。

2 事業者・事業者団体が行う契約条項の推奨行為を差止対象とすべきである。

不当条項の推奨行為については、事業者団体により契約書ひな型が推奨されている例（訪問販売の事業者団体による過大な解約損料の表の推奨事例）、別の事業者が契約書を作成して提供している例（建物賃貸借契約の原状回復条項等）が現実に見られ、これにより被害が拡大している。よって契約条項の推奨行為を差止対象とすべきである。

3 民法の規定に該当する行為も差止対象とすべきである。

報告書では「本制度の対象となる実体法については、消費者契約法を基本とする」（6頁）としている。しかし、より悪質と考えられる民法90条により無効となる条項、借地借家法により無効となる条項及び民法96条により詐欺・強迫となる行為も差止対象に含めるべきと考える。

4 行政から適格消費者団体に対し資金的援助がなされるべきである。

適格消費者団体は消費者全体のために訴訟を行うが、そのための十分な財政基盤を持っていることは少なく、常に資金的な困難が伴う。このため適格消費者団体には行政から補助金などの資金的援助がなされるべきであり、そうすることによりこの制度の実効性をより高めることができると考える。

5 消費者団体の損害賠償（金銭）請求について検討課題とすべきである。

報告書では消費者団体の損害賠償制度の導入について消極的であるが、消費者被害をより効果的に未然拡大防止する見地からすると不適當と考える。よって消費者団体の損害賠償請求についても早急にその導入を検討すべきである。

当団体は、今後の立法化作業において上記の不十分な点について再度検討がなされることにより、真に消費者被害の未然・拡大防止に効果的な消費者団体訴訟制度が創設されるよう求めるものである。

なお当団体は、同制度が創設された暁には適格団体として、事業者の不当な行為につき、警告、差止訴訟を行い、消費者被害の未然・拡大防止に全力をつくす所存である。